

高齢者の虐待防止策に関する確認書

(宛先)旭川市長

No.	実 施 内 容
1	高齢者虐待又は高齢者の権利利益を不当に侵害する行為(以下「虐待等」という。)の未然防止の取組として、サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する職員に虐待等の防止等に係る研修を実施するとともに、その内容を記録し保存すること。
2	虐待等の発生に備え、苦情対応体制を整備すること。 また、入居者への虐待等が発生した場合には、速やかに入居者の安全確保・不安解消を図るとともに、入居者及び家族への説明を行うこと。
3	入居者への虐待等が発生した場合には、速やかに事実確認のための聞き取り調査を実施すること。 また、組織的な情報の共有、原因の分析及び再発防止への取組を行うこと。
4	虐待等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合には、旭川市建築部建築総務課及び福祉保険部指導監査課に情報提供すること。
5	虐待等が発生した場合には、原因分析したうえで、虐待等防止のための改善策を策定し、旭川市建築部建築総務課及び福祉保険部指導監査課に情報提供すること。
6	サービス付き高齢者向け住宅の業務委託先又は提携先の職員による虐待等が発生した場合には、当該事業者への注意を行うとともに、旭川市建築部建築総務課及び福祉保険部指導監査課に情報提供すること。

<p>以上のことを実施し、高齢者の虐待防止に向けた適切な対策を講じます。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p style="text-align: center;">物件名</p> <p style="text-align: center;">登録申請者住所又は主たる事務所の所在地 商号、名称又は氏名 <small>※未成年の場合は法定代理人の氏名</small></p>
--

※上記について適切な対策を講じなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の登録を取り消す場合があります。